

1 令和 8 年度運営指導方針について

※居宅サービス指導係の担当サービスにおいて共通の内容となっています。

(1) 目的

事業所の運営や報酬請求の状況、高齢者の尊厳保持等に関する理解や取組について確認し、必要に応じた助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化及び利用者個々の自立支援に資するサービスの質の確保・向上を図ることを目的としています。

(2) 方針

運営指導については、国が定める「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）の一部改正について（介護保険最新情報 Vol. 1288_令和 6 年 7 月 5 日発出）」及び「介護保険施設等の指導監督について（通知）の一部改正について（介護保険最新情報 Vol. 1231_令和 6 年 3 月 26 日発出）」を踏まえ、主に以下の点に重点を置いて関係書類の確認や管理者等へのヒアリング等を実施させていただきます。

- ・利用者本位の自立支援に資するサービスが提供されているか。
- ・適正な保険給付が確保されているか。
- ・サービスに係る指定基準等は遵守されているか。
- ・高齢者虐待防止及び身体的拘束等廃止に関して、正しい制度理解に基づいた適切な措置が講じられているか。

(3) 根拠規定等

運営指導

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条（文書の提出等）
- ・仙台市介護保険施設等指導要綱（平成 19 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）

監査

- ・介護保険法第 76 条（報告等）【指定居宅サービス事業者】
- ・介護保険法第 78 条の 7 【指定地域密着型サービス事業者】
- ・介護保険法第 115 条の 7 【指定介護予防サービス事業者】
- ・介護保険法第 115 条の 17 【指定地域密着型介護予防サービス事業者】
- ・介護保険法第 115 条の 45 の 7 【介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者】
- ・仙台市介護保険施設等監査要綱（平成 19 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）

(4) 運営指導の流れ

① 実施通知の送付（仙台市介護事業支援課→事業所）

以下の項目について、原則として運営指導実施日の1月前までに対象となる事業所に事前通知を行い、資料の提出等を依頼させていただきます。

- ・運営指導の実施日時
- ・運営指導の担当者
- ・運営指導の目的
- ・運営指導の根拠規定
- ・運営指導の確認内容等（事前提出資料の作成・提出等、当日の確認内容等）
- ・その他（職員2名以上での対応、駐車場1台分の確保のお願い等）

※ 事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合等には、事前通知なしで運営指導を行う場合があります。

② 事前提出資料の作成・提出（事業所→仙台市介護事業支援課）

仙台市ホームページから事前提出資料の様式等をダウンロードし、運営指導日の約1～2週間前までに作成・提出していただきます。

③ 運営指導当日

事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや関係書類等の確認を行います。基準違反等が確認された事項については、指導・助言等を通じて改善に取り組んでいただきます。

④ 結果通知の送付（仙台市介護事業支援課→事業所）

運営指導日から1～2ヶ月後を目途に結果通知を送付します。

⑤ 改善報告書の作成・提出（事業所→仙台市介護事業支援課）

運営指導の結果通知にて文書による改善指示があった事業所については、改善状況に関する報告書を作成し、結果通知日から約1ヶ月以内に提出していただきます。

⑥ 改善状況の確認・再指導等（仙台市介護事業支援課→事業所）

ご提出いただいた報告書を基に改善状況の確認を行わせていただき、不十分な点があった場合には、追加の調査や指導等を行わせていただきます。

(5) 運営指導における確認項目等

介護保険施設等に対する運営指導については、「介護保険施設等の指導監督について（通知）」に基づき、原則として、「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日発出、令和6年7月4日改正）」別添確認文書・確認項目一覧に示されているとおり実施いたします。これは、指導の標準化・効率化を図ることにより、より多くの事業所に対して運営指導を行うことが介護サービスの質の確保、利用者保護等に資すると考えられているためです。

※ 令和8年度運営指導においては、当該確認文書・確認項目一覧で示されている内容以外にも、令和6年度介護報酬改定により、改定または新設された各種基準項目等についても確認を行う場合があります。

(6) 留意事項

- ・ 1日につき1事業所の運営指導を基本としますが、同一敷地内等に複数サービスの事業所を有する場合には、同日に行う場合があります。
- ・ 運営指導の所要時間は、サービス種別や事業所の規模等により異なるため、当日の進捗状況や指導内容等により支障の無い範囲での時間の延長及び日を改めた指導を行う場合があります。
- ・ 原則として、介護事業支援課職員2名体制で行いますが、事業所の規模等を勘案し、3名以上で伺う場合があります。
- ・ 運営指導の円滑な進行のため、各事業所におかれましては、可能な限り2名以上での対応にご協力をお願いいたします。（小規模な事業所の場合、当日の利用者の処遇、事業所の運営に影響が生じる場合等については、必ずしも2名以上での対応を求めるものではありません。）
- ・ 運営指導当日は、車1台分の駐車スペースの確保にご協力をお願いいたします。

※ 駐車スペースの確保が難しい場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。